



田原本町こども未来課



令和9年度保育所利用説明会

令和8年8月26日(水)午前10時～
於:田原本町保健センター

仕事をしたいけれど...

どんな保育施設が
あるの？

申込方法は？

保育所って、
どうやって入所が決まるの？



目次

- ◆ 田原本町の保育施設
 - ◆ 田原本町の年齢ごとに利用できる施設
- ◆ 保育所
 - ◆ 子どものクラスと年齢の考え方
 - ◆ 田原本町の保育所
 - ◆ 保育所見学
 - ◆ 保育所を利用するための要件（保育の必要性）
 - ◆ 保育所を利用できる時間（保育必要量）（1）～（2）
 - ◆ 申込から入所までのスケジュール
 - ◆ 保育所利用申込（1）～（2）
 - ◆ よくある質問 ～Q&A～
 - ◆ 転入予定の方で申込の場合
 - ◆ 入所内定後のスケジュール



■ 目次

- ◆ 田原本町の保育所以外の保育施設
 - ◆ 一時預かり保育(1)～(3)
 - ◆ こども誰でも通園制度
 - ◆ 幼児教育(1)～(2)
 - ◆ 預かり保育
- ◆ 支給認定と保育所利用料
 - ◆ 支給認定
 - ◆ 保育所利用料・無償化
 - ◆ 預かり保育の無償化(新2号認定)
- ◆ その他

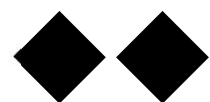




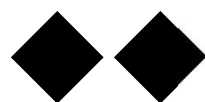
◆ 田原本町の保育施設 ◆

田原本町の年齢ごとに利用できる施設

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
パート就労	フルタイム就労	【対象】保育を必要とする0～5歳児					
		【目的】家庭保育ができない子どもを保護者に代わって保育する。					
		★保育所(0～5歳児) ★認定こども園(保育コース)(0～5歳児)					
	★小規模保育所(0～2歳児)			★認定こども園(保育コース)(3～5歳児)			
	★一時預かり保育 【対象】0～2歳児（幼稚園が休園時、3～5歳児利用可）						
家庭保育	【目的】保護者の就労や病気等により一時的に家庭保育が困難な場合や保護者の育児負担軽減のため、保育所に在園していない子どもを預かる制度						
	★こども誰でも通園制度 【対象】0～満3歳未満			★幼児教育(教育コース) 【対象】3～5歳児			
				★預かり保育 【対象】教育コース在園児			



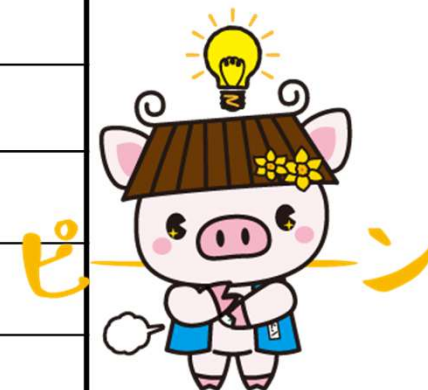
保育所



■ 子どものクラスと年齢の考え方

◆子どもの年度年齢（保育施設のクラス年齢）は、その年の4月2日～翌年4月1日生まれて区切られます。

令和9年度 年度年齢	生 年 月 日
0歳児	令和8年（2026年）4月2日～
1歳児	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日
2歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
3歳児（年少）	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
4歳児（年中）	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
5歳児（年長）	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日



■ 田原本町内の保育所（令和8年度）

	宮森保育園	宮古保育園	すこやかな空 くれよん保育園	こどもの森 阪手こども園	認定こども園 田原本幼稚園	認定こども園 平野幼稚園
施設区分	保育所			認定こども園(保育コース)		
設置・運営	私立 ・ 民営			私立 ・ 民営	公立 ・ 公営	
定員 入所対象	170名・6ヵ月児以上		100名・3ヵ月児 以上	100名・3ヵ月児 以上	60名・3歳児以上	
	田原本 すこやか保育園	さわやか保育園	こども まんなか保育園	はな保育室 たわらもと(仮称)		
施設区分 定員	小規模保育所（私立・民営）・19名					
入所対象	3ヵ月児以上2歳児まで		6ヵ月児以上 2歳児まで	6ヵ月児以上 2歳児まで		
卒園後 連携園	田幼・平幼 くれよん	田幼・平幼 くれよん	田幼・平幼・宮古 宮森・阪手	田幼・平幼		

今秋、開所予定
町広報・HPで
随時お知らせします。

■ 保育所見学

- ◆希望する保育所の施設見学を推奨
- ◆目的:子どもが毎日楽しく通えるか、園の雰囲気や通園に要する時間などを事前に確認
- ◆申込方法:保育所に直接電話申し込み



■ 保育所を利用するための要件 (保育の必要性)

事 由	保護者の状況・認定期間
1, 就 労	保護者が月64時間以上勤務
2, 妊娠・出産	産前産後各8週間 (産後は出産日から8週を経過した日の月末まで)
3, 疾病・障がい等	保護者が疾病や障がいのため保育が困難な時
4, 同居家族の介護・看護	同居家族を常時介護しているため保育が困難な時
5, 就 学	大学や職業訓練校、専門学校に通っている、就学期間中
6, 求職活動	求職活動中の3か月以内
7. 災害復旧	火災等の災害復旧にあたっている場合、必要な期間

■ 保育所を利用できる時間（保育必要量）（Ⅰ）

保育所を利用できる時間（保育必要量）は、

保育を必要とする事由や状況により

- 標準時間：11時間
- 短時間　　：8時間

保育所により、
標準時間・短時間の
開始時間・終了時間が異なります。
各施設でご確認ください。

2区分に分けて認定・通知（支給認定通知書）します。



■ 保育所を利用できる時間（保育必要量）（2）

「保育を必要とする事由」と「保育所を利用できる時間（保育必要量）」

保育を必要とする事由	保育必要量
1, 月120時間以上の就労の場合	標準時間
月64時間以上120時間未満の就労の場合	短時間
2, 妊娠・出産	標準時間
3, 疾病・障がい等	標準時間 または 短時間
4, 同居家族の介護・看護	標準時間 または 短時間
5, 就学	標準時間 または 短時間
6, 求職活動	短時間
7, 災害復旧	標準時間

■ 申込から入所までのスケジュール

	受付締切※	入所内定	内定通知 方法	親子面接	入所決定 通知	入所開始※
4月入所	R8年10月30日(金) ～11月10日(火)	R9年1月上旬	全員へ 文書通知	R9年 2月頃	入所前月末 までに	R9年4月1日
5月入所	R8年10月30日(金) ～R9年2月10日(火)	R9年2月下旬	内定児童のみ 電話通知			入所前月 20日頃
随時入所 (6～3月)	入所希望日 前月の10日	入所希望前月 の15日頃				

※慣らし保育は、入所月初日から開始です。

※「令和9年度保育所申込」書類一式はR8年9月1日から配布予定。また、町HPからダウンロードできます。提出は田原本町こども未来課へ。

※入所不承諾の場合、同一年度内は、利用調整の対象となります。

※申込多数・保育人材不足のため、待機児童が発生しています。ご容赦ください。

■ 保育所利用申込(Ⅰ)



【申込に必要な書類】

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等給付認定申請書兼保育施設・事業利用申込書
2. 保育を必要とすることを証明する書類(就労証明書等)
3. 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定に係る個人番号提供書
4. (1)施設入所申込に関する確認及び同意書
(2)指数算出表兼保育施設利用調整調査書

※3:申請時、申請者の本人確認及び個人番号カードと照合しますのでご持参ください。

■ 保育所利用申込(2)



【保育を必要とすることを証明する書類】

事 由	保護者の状況・認定期間	必要な書類・添付書類
1, 就 労	保護者が月64時間以上勤務している	就労証明書 (個人事業主は、確定申告書(写)等必須。就労証明書裏面参照)
2, 妊娠・出産	産前産後各8週間 (産後は出産日から8週を経過した日の月末まで)	母子手帳の写し (表面と出産予定日明記のページ)
3, 疾病・障がい等	保護者が疾病や障がいのため保育が困難な時	疾病・障がい状況申告書
4, 同居家族の 介護・看護	同居家族を常時介護しているため保育が困難な時	介護・看護状況申告書
5, 就 学	大学や職業訓練校、専門学校に通っている時 就学期間中	就学等(予定)証明書
6, 求職活動	求職活動中、認定日から3か月以内	求職活動状況等申告書
7. 災害復旧	火災等の災害復旧にあたっている場合、必要な期間	—

○証明書の日付は
提出日の3ヶ月以内で

○10月の新規申込では
9月1日以降で

■ よくある質問 ～Q&A～



1. どうやって入所決定するの？⇒町が定める基準（※【基本点数・調整指数・同点数内の順位表】参照）により利用調整
2. 転職や時短勤務に変更は？⇒内定時の就労証明書内容で6か月間継続が前提
3. 入所後いつまでに復職すればいいの？⇒入所月内で復職（会社都合の場合のみ翌月1日復帰可）
4. 慣らし保育はいつからスタート？⇒入所月初日から子どもの状況に応じて約2～3週間
5. 町外保育所を希望したいのですが⇒施設所在市町村に締切日・申込方法等確認後、町へ申請

■ 転入予定の方で申込の場合

1. 対 象：転入予定で転入翌月より入所を希望する方
2. 申 込 先：田原本町こども未来課
3. 提出書類：
 1. 田原本町所定の入所書類一式
 2. 転入に関する申立書
 3. 転入先・転入時期が確認できる書類（建築請負契約書等）
4. 注意事項：
 1. 入所（4月）前月上旬に転入することが条件
 2. 転入後に教育・保育認定



■ 入所内定後のスケジュール

① 保育所内定

- ・4月:通知
- ・5月以降:電話連絡

②入所のための最終確認

- ・【家庭状況確認票】
- ・役場に来庁

③ 親子面接

於:内定保育所



④ 決定通知

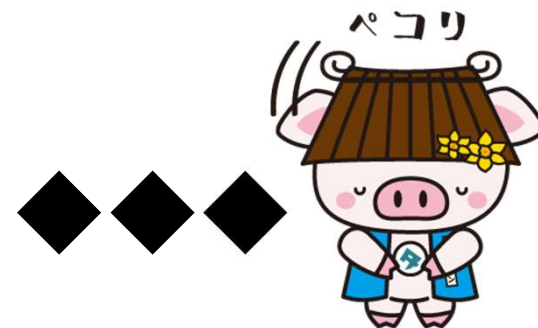
- ・【支給認定通知書】
- ・【利用料決定通知書】
- ・【利用承諾通知書】等 発送

⑤ 入所(利用開始)

慣らし保育開始
1か月以内の復職(就労)



田原本町の
保育所以外の
保育施設



■ 一時預かり保育（Ⅰ）

- ◆目的：保護者のパート就労や病気等により一時的に家庭保育が困難な場合や保護者の育児負担軽減のため子どもを預かる制度
- ◆対象：6か月～2歳児の未就園児（幼稚園が休園時3～5歳児利用可）
- ◆保育時間：8時30分～16時30分
- ◆利用類型：定型的利用、私的利用
- ◆利用料：利用類型や施設により異なる
- ◆利用申込先：田原本町こども未来課
- ◆申込後の流れ：保護者から登録施設へ電話⇒面談⇒利用開始



■ 一時預かり保育(2)

		宮森保育園	宮古保育園	こどもの森 阪手こども園	すこやかな空 くれよん保育園	こどもまんなか保育園	NPO 法人ハッピースマイル
場 所		同上	同上	同上	同上	同上	田原本町社会福祉協議会2階
利用予約		前月の10日ころ					利用日の2週間前から
実 施 日		月～金(祝日除く)				月～日(祝日含む)	月・水・金(祝日除く)
利 用 料	定型	16,000円(月額)				16,000円 (月額、土日祝、定型利用なし)	16,000円(月額)
	私的	4時間未満1,000円 4時間以上2,000円	4時間未満1,500円 4時間以上3,000円	4時間満1,000円 (土日祝:1,500円) 4時間以上2,000円 (土日祝:3,000円)	午前のみ4時間未満1,000円 午後のみ4時間未満1,000円 4時間以上1,800円		
昼 食		給食、おやつあり (利用料に含む)	お弁当持参 おやつあり (利用料に含む)	給食、おやつあり (利用料に含む) 土日祝、給食なし	お弁当持参 または、お弁当注文 おやつ持参		

■ 一時預かり保育（3）

1. 土日祝のみ「こどもまんなか保育園」の併用利用が可能。
2. 平日に限り、定員に余裕がある場合は利用希望日前日まで予約可能。
3. 別途手続きにより週3日以上（最大5日）の定型利用が可能。

対象施設	宮森保育園・宮古保育園
対象児童	1・2歳児でかつ保育所待機児童（就労・疾病・障がい要件）
月額料金	週3回24,000円、週4回32,000円、週5回40,000円

ただし、利用希望者が定員以上の場合、町で選考し、利用可能日数等を決定します。
選考方法は、原則保育所入所調整方法に準じます。

■ こども誰でも通園制度

★目的:保護者の就労状況を問わず、子どもに集団生活の機会を提供し、子どもの成長と保護者の育児を支援する制度

★対象:6か月～満3歳未満の未就園児

★開所日時:火・木曜日の9時～16時30分

★利用枠:月10時間(1回2時間30分まで)

★利用料:無料(実費負担あり)

★実施場所:田原本町だれでも通園保育所(田原本町立北幼稚園内)

★利用申込方法:「こども誰でも通園制度総合支援システム」から申請



■ 幼児教育（Ⅰ）



- 対象：3～5歳児
- 幼児教育施設：
 - 北幼稚園（公立）※R9年度末閉園
 - 南幼稚園（公立）
 - 認定こども園田原本幼稚園（教育コース）（公立）
 - 認定こども園平野幼稚園（教育コース）（公立）
 - 認定こども園 こどもの森阪手こども園（教育コース）（私立）
- 8月に町から新3歳児へ入園案内送付

■ 幼児教育（2）



◆教育時間（公立幼稚園、公立認定こども園の教育コース）

- **3歳児**
 - 月曜日：8時30分～11時30分
 - 火～金曜日：8時30分～13時45分（給食あり）
 - 1学期登園時間：全日9時。給食はGW後から実施。
- **4・5歳児**
 - 月曜日：8時30分～11時40分
 - 火～金曜日：8時30分～14時（給食あり）
 - 4月から給食実施

■ 預かり保育

- ◆目的:通常の教育時間後や長期休業中(夏休みなど)に共働き家庭のサポートや保護者のリフレッシュなどを目的に園で子どもを預かる制度
- ◆対象:幼稚園や認定こども園(教育コース)に通う3~5歳児
- ◆保育時間:教育時間後~16時30分
- ◆利用料:平日250円、
長期休み350円(半日)、700円(1日)
- ◆利用申込先:各園



◆支給認定と保育所利用料◆



■ 支給認定



支給認定区分		年齢	利用可能施設	利用料
1号認定	教育	3～5歳	幼稚園・認定こども園（教育コース）	無償
2号認定	保育	3～5歳	保育所・認定こども園（保育コース）	無償
3号認定	保育	0～2歳	保育所・認定こども園（保育コース）・ 小規模保育所	住民税非課税世帯は無償

■ 保育所利用料・無償化

- 3～5歳児（1・2号認定）及び住民税非課税世帯の0～2歳児（3号認定）は保育料無償です。
- 保育料は保護者の所得に応じて町が決定します。
 - 4～8月利用料は前年度町民税額、9～3月利用料は当年度町民税額に基づきます。
- 保育所・幼稚園等同時に利用する年長児から順に数えて2人目以降は無償です。
- ひとり親世帯や在宅障がい児（者）がいる世帯は減額対象となる場合があります。
- 入所前月末までに【利用料決定通知書】等をお送りします。
- 教材費、主食費等は無償化の対象外です。
- 副食費（おかず・おやつ代）は、一定の要件を満たす世帯で免除となる場合があります。

■ 預かり保育の無償化（新2号認定）

●新2号認定の概要

- 対象：満3歳児・3～5歳児で、就労など「保育が必要な事由」に該当し、幼稚園等の預かり保育を利用する方
- 無償化の上限：預かり保育の利用料が月額最大11,500円（10月～12,300円）まで無償になります（日額上限＝450円（10月～490円）×利用日数）。

●主な認定要件（保育が必要な事由）

- 就労、疾病・障がい、介護・看護等

●手続き：新2号申請

●申込期限：利用希望する前月の10日

●申込窓口：こども未来課



◆その他◆

■ 電子申請

保育所申込後の変更手続きを
電子申請にて
受け付けています。

ご利用ください。



①田原本町
電子申請
利用者登録



②田原本町
保育所
変更申請

■ 役場開庁日・開庁時間について

■ 開庁日：土日祝除く平日

■ 開庁時間：9時～16時30分

ご清聴ありがとうございました

